

国立大学法人大分大学扶養手当支給細則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第12条第8項の規定に基づき、扶養手当の支給に関して、必要な事項を定める。

(扶養親族の範囲)

第2条 給与規程第12条第2項に規定する「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者」には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当（扶養手当と同様の趣旨で支給される手当）の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

ア 年額とは、必ずしも暦年による年額をさすものでなく、将来にわたっての1年間の所得とする。

イ 恒常的な所得とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の断続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得はこれに含まれない。

ウ 所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

(3) 重度心身障害者の場合は、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度でない者

2 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（前項に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養認定することができる。

3 職員が別居している父母等を送金等によって扶養している場合（当該父母等が職員の扶養義務者である場合を除く。）には、職員の送金等の負担額が、当該父母等の所得以下の額であっても、当該父母等の全収入（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計）の3分の1以上の額であるときには、扶養認定することができる。

4 職員が育児休業期間中の配偶者について扶養している場合についての所得見込額の算出については、次に掲げるとおりとする。

(1) 育児休業期間開始から向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。

(2) 前号で「扶養認定されなかった者」については、育児休業手当金（子が1歳に達する日までの100分の30支給分）の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。

(一般職俸給表（一）8級の職員に相当する職員)

第3条 給与規程第12条第3項に規定する学長が別に定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 教育職本給表（一）の適用を受ける職員であって、その職務の級が5級であるもの

(2) 医療職本給表（一）の適用を受ける職員であって、その職務の級が8級であるもの

(届出等)

第4条 給与規程第12条第5項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。

2 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が給与規程第12条第5項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、同条第6項ただし書の15日の期間に含まれないものとする。

- 3 給与規程第12条第6項の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔地等にあつて届出書類の送達に時日を要する場合には、実際に発送した日をもって届出を受理した日とする。また、「届出15日の計算」は、その事実が生じた日の翌日（その事実が午前零時に生じたときはその日）から起算し、15日目が休日に当たるときは、その翌日まで延長される。

(認定)

第5条 学長は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を記録し、認定状況を把握するものとする。
- 3 学長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

- (1) 停職にされている場合
- (2) 専従休職している場合
- (3) 育児休業をしている場合
- (4) 介護休業をしている場合
- (5) 大学院修学休業をしている場合
- 2 給与規程第36条第1項の規定により給与が減額される場合でも減額されない。
- 3 給与規程第36条第4項の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。

(事後の確認)

第7条 学長は、現に扶養手当の支給を受けている職員に対し、その者の扶養親族が給与規程第12条第2項に規定する要件を具備しているか及び扶養手当の月額が適正であるかについて、随時確認できるものとする。この場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

(雑則)

第8条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 (平成16年細則第2号)

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年細則第4号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年細則第22号)

この細則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年細則第35号)

(施行期日)

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成28年規程第81号附則第2項の規定が適用される間の読替え)
- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、この細則による改正後の国立大学法人大分大学扶養手当支給細則第4条中「給与規程第12条第5項」とあるのは、「国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年規程第81号)附則第2項の規定により読み替えられた給与規程第12条第5項」とする。

附 則 (令和2年細則第11号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。